

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年8月28日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年9月11日から同年10月1日まで縦覧に供する。

平成24年9月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
多度津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 葛原新池地区	多度津町産業課
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業) 奥白方地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 奥白方片山東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 奥白方片山西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 東白方城ヶ下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 東白方原戸地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 葛原小塚地区	〃